

『滬游雜記』と『上海繁昌記』について

川  
邊  
雄  
大

キーワード 『滬游雑記』、『上海繁昌記』、藤堂蘇亭（良駿）、三栗居士（山東直砥）

## はじめに

上海の本格的な發展はアヘン戦争（一八四〇）後、南京條約（一八四二）に基づく開港と、それに續く租界の成立（一八四五）より始まる。その後、小刀會の叛亂（一八五三）、太平天國の亂（一八五三～一八六四）等の混亂があるものの、國際都市として發展を續けていく。日本人の進出が始まつたのは幕末明治以降であり、その光緒二年（明治九年・一八七六）頃、上海で出版された『滬游雑記』四卷（以下、『雑記』）という書物がある。二年後の明治十一年（一八七八）には我が國で二種の和刻本が出版された。一は原題のまま（以下、和刻本『雑記』）、一は『上海繁昌記』（以下『繁昌記』）と改題された。光緒十四年（一八八八）頃には上海で『雑記』四卷の改訂増補版である『重修滬游雑記』（以下『重修雑記』）が出版された。本論文では『雑記』、『繁昌記』、和刻本『雑記』、『重修雑記』の特徴と差違を比較していく。更にこれらの刊本と、當時出版された上海に關する文獻を比較して、當時『雑記』『繁昌記』が果たした役割について述べたい。

## 第一章、『滬游雑記』出版前後の上海と日本人

上海における日本人の活動としては、幕末の日本人漂流民、三度にわたる幕府使節團の來航、岸田吟香や安田老山等の渡航などがあるが、本格的には明治元年（一八六八）の田代屋の進出にはじまり、明治二年（一八六九）出張所の開設<sup>(1)</sup>（領事館開設は明治五年・一八七七<sup>(2)</sup>）、明治四年（一八七二）の上海—長崎—ウラジオストック間の海底ケーブルの開通、明治八年（一八七五）上海—横濱間定期航路開設、翌年の東本願寺の進出、明治十年（一八七七）の三井物

産會社の進出と續く。こうした中、上海に關する情報がどのように日本にもたらされていたかという點に視點を移すと、『繁昌記』が出版された明治十一年以前には、品川忠通『清國上海全圖』、同『清國通商條例』、その他陸海軍省作成の地圖海圖<sup>(3)</sup>等がある。

明治十一年（一八七八）の『上海繁昌記』刊行後、明治十三年（一八八〇）には岸田吟香により上海に樂善堂支店が開設され醫藥品の販賣および版本の輸出入が行われるようになり、明治十五年（一八八二）には上海商同會により『上海商業雜報』が刊行された。明治十七年（一八八四）年には日本から岸田吟香・尾崎行雄が清佛戰爭取材のため、新聞記者特派員として派遣されている。<sup>(5)</sup>さらに明治二十三年（一八九〇）には松野平三郎が邦字新聞「上海新報」を刊行し、上海および清國の迅速な情報が提供されるようになった。また同年には日清貿易研究所が設立され、二十五年（一八九二）には同所から『清國通商綜覽』が刊行<sup>(7)</sup>されている。一方、國內においても明治十五年（一八八二）には「花月新誌」（第百二十八號、十二月二十五日）上で上海の妓女について記述した「滬上評花錄」の連載が開始された。

この間に、外交官、軍人、文人で上海を訪れた者は多くが、その當時上海を記した紀行文、日記等を數多く残し、今日史料として利用されているが、資料の性質上、鈔本が多く、必ずしも同時代の日本人の目に觸れるようなものではなかつた。<sup>(8)</sup>こうした流れの中で見ると、『雜記』および『繁昌記』は明治十一年當時の日本國內で出版翻刻された上海の街について詳細に記述した殆ど唯一の書物であつたと言えるであろう。

ここで『雜記』に見える日本關係記事についてふれておきたい。『雜記』中には、日本國領事および通譯官名や定期航路等に關する記述が次のように見える。

卷四（『繁昌記』では卷三）では「駐滬各國領事官銜名」には「大日本國領事品川忠通 緣譯官蔡祐良（原本『雜記』では「蔡佑良」・簡體字版では「吳碩」）」とあるのが、『重修雜記』卷四、「駐滬各國領事官銜名」では「日本國總領事河

上謹一<sup>(11)</sup> 代理繙譯官二美久<sup>(12)</sup> と役職の交替に随つて記述が變更されている。

その他に日本までの船賃・電報料金等が記載されている。「輪船馬頭 附開船日期」には、「往長崎神戸横濱(往日本長崎神戸横濱等處) 無定期(なし) 三菱洋行輪(碼) 船 在虹口本行馬(碼) 頭(括弧内は『重修雜記』)」とあり、「沿海輪船搭客價目」には日本への船賃として「長崎洋六元(洋五元)、神戸洋十元(洋九元)、横濱洋十五元(洋十二元、括弧内は『重修雜記』)」となつている。「電報輪車價目」には日本への電報料金が記されている。「各洋行輪船」には「三菱洋行希魯西麥魯<sup>(ヒロシママロ)</sup> 托局麥魯<sup>(トウキヨウマロ)</sup> 大墓渙麥魯<sup>(ナゴヤマロ)</sup> 那加耶麥魯<sup>(ナゴヤマロ)</sup> 蕎米大麥魯<sup>(スミダマロ)</sup> 宜發達○今西京丸(托局麥魯 色租麥魯<sup>(ニワダ)</sup>)」とある。このほか『重修雜記』に「三井洋行 以上在四川路即一洋涇橋北<sup>(14)</sup>」とある。この他に日本に關係する記述としては、當時上海の街を走り始めた人力車「東洋車」、日本人による輕業「東洋戲法」がある。また、「東洋人」と題した詩が掲載されている。卷二「東洋戲法<sup>(13)</sup>」(ルビは和刻本『雜記』、『繁昌記』は下に日本輕業と附す)として日本の輕業が紹介されている。

滬北近多東洋戲。大抵以緣繩踏竿爲長技。與中國彷彿。惟三四齡童子。著木屐。手持一傘。行鐵線上。時作傾趺跳躡狀。又有二人。仰臥臺上。以雙足承巨鼓。盤旋如飛。或疊置十數鼓。累而不墜。爲最奇。日本人呼爲股技。卷三では「東洋人」と題した詩が掲載されている。

願與通商列國躋、富強求治志非低、奈將開國遺風失、改卻衣冠學泰西。

また『重修雜記』卷三「滬上竹枝詞」(海昌太慤生)が追錄され、明治十年代に上海で流行した日本娼館、「東洋茶寮」(東洋茶樓・茶館)についてのべている。

東洋女子古來稀、別有風情妙入微、妝束不同時俗派、偏隨紅紫鬥芳菲。

『雜記』卷一に「東洋車<sup>(ドンヤンチヨ)</sup>」(人力車、『繁昌記』)に次の通りある。

東洋車。雙輪旁轉。前支兩木。繫一小橫木。一人挽而曳之。人以價廉。隨地僱坐。然疾走須防脫輪。婦女乘坐。亦有從後窃取首飾者。

この文章は「洋々社談」第七十號（明治十三年十一月一日）増田射水「今ノ人力車ヨリ前人力車アリ」にも見え、『雜記』が日本において上海の風物を傳える情報源となつてていることがわかる。

今ヤ世上普ク用井ル人力車ナル者ハ明治二三年ノ頃始テ東京ニ用井以降日ニ多キヲ加ヘ今日ニ在テハ吾日本全國ノミナラス支那上海香港等ノ處マテ之ヲ用井ルニ至リシハ人皆知ル所ナリ上海ニテハ東洋車ト名ク滬游雜記云  
（以下引用、略）

## 第二章、『滬游雜記』および『上海繁昌記』の書誌について

『滬游雜記』および『上海繁昌記』については次の十種類のテキストがある。筆者は華東師範大學圖書館、復旦大學圖書館、國立國會圖書館、東京大學東洋文化研究所等で調査を行つた。□ 内は所蔵機關名を表す。

### 一、『滬游雜記』

- I 『滬游雜記』四卷、清葛元煦撰、光緒二年（一八七六）序、全四冊、雙邊十二、七×九、六（十九、二×十一、八）、有界八行十七字、單魚尾、上白口下小黑口。「東文研、都立中央、華東、復旦」（封面）「滬游／雜記」、（序）「光緒二年丙子冬十一月錢塘袁祖志翔甫氏識」、（序）「光緒二年冬至日仁和葛元煦識」、滬游雜記弁言、（法租界圖）、（英租界圖）、（美租界圖）、（各國國旗圖）、滬游雜記卷一目錄、滬游雜記卷一「武林葛元煦理齋」、滬游雜記卷二目錄、（以下卷四迄同様）、（刊記）「新北門内售教場街謝潤卿鑄板」。各卷末に「葛氏嘯園藏板」とあり。
- II 『滬游雜記』二卷、清葛元煦撰、堀直太郎訓點、明治十一年（一八七八）、山中市兵衛刊（Iの和刻本。卷一・二のみ）、

全二冊、雙邊、小本、有界八行十七字、單魚尾、上白口下小黑口、送返點、（長澤規矩也解題「和刻本漢籍隨筆集・第十四集」、汲古書院、昭和五十二年・一九七七に影印にて收錄）。〔國會〕（封面）「滬游／雜記」、「不許／翻刻」印、序「明治戊寅十月判花御史盛德撰并書」「平印／盛德」印「判華／御史」印、（序）「光緒二年冬至日仁和葛元煦識」、（序）「光緒二年丙子冬十一月錢塘袁祖志翔甫氏識」、滬游雜記弁言、（三國租界地圖）、滬游雜記卷一目錄、滬游雜記卷一〔清 武林 葛元煦著〕日本東京 堀直太郎訓點」、（以下卷二迄同様）、（奥付）「明治十一年九月廿八日版權免許／同十月出版／訓點者 新潟縣平民／堀直太郎／東京南佐久間町壹丁目／壹番地寄留／出版人 山中市兵衛／同芝三島町／大塚禹吉／同鎗屋町八番地寄留」（他二十二名）。題簽題「滬游雜記」。

III 『滬游雜記』一卷、「小方壺齋輿地叢鈔」第九帙、光緒年間刊（Iの卷一・二のみ）。

IV 『重修滬游雜記』四卷、清嘯園主人（葛元煦）撰、清倉山舊主（袁祖志）修、光緒十四年（一八八八）序（Iの改訂增補版）、排印版、全二冊、雙邊十三、二×九、八（十七、三×十一、四）、十三行二十七字、單魚尾、上白口、下白口。〔東文研〕（封面）「重修滬游／雜記 嘯園 葛」、（刊記）「光緒十三季／仲秋之印」、序「光緒戊子季夏倉山舊主識」、（序）「光緒二年冬至日仁和葛元煦理齋甫識」、（序）「光緒二年丙子冬十一月錢塘袁祖志翔甫氏識」、重修滬游雜記弁言、重修滬游雜記卷一目錄、重修滬游雜記卷一「西冷嘯翁編／倉山舊主修」、（以下卷四迄同様）。

V 『滬游雜記』、「上海灘與上海人叢書」、鄭祖安點、簡體字排印本、上海古籍出版社、一九八九年。〔東文研〕

二、『上海繁昌記』

A 『上海繁昌記』三卷、清葛元煦撰、日本藤堂蘇亭訓點、明治十一年（一八七八）、稻田佐吉刊、（①の編輯・和刻本）、全三冊、雙邊十三、〇×九、五（十八、一×十一、五）、有界八行十七字、單魚尾、上白口下小黑口、句返點。〔上海・國

會」。（封面）「上海繁昌記」、（安田老山插繪）「老山安養畫」「安」印「養」印、（刊記）「明治戊寅五／月板權免許」、（日下部鳴鶴題言）「遊目／聘懷／鳴鶴仙史題」「東崖」印、序「明治戊寅菊有黃華有之月／一六居士修撰」／「修字／誠卿」印「一六／居士」印／「松陽散人共書」／「臣／共」印「鳳池仙史」印、上海繁昌記凡例「戊寅皋月 蘇亭主人駿識」、（序）「光緒二年丙子冬十一月錢塘袁祖志翔甫氏識」、（序）「光緒二年冬至日仁和葛元煦識」、上海繁昌記弁言、上海繁昌記卷一目錄、上海繁昌記卷一「清 武林葛元煦理齋 著／日本 東京藤堂良駿 訓點」、（以下卷三迄同様）、後序「明治戊寅夏月／蘇亭主人駿識」「蘇亭」、（奥付）「明治十一年五月十三日版權免許／訓點人 東京府平民／藤堂良駿／第五大區二小區淺草／三筋町三番地／出版人 東京府平民／稻田佐吉／第一大區八小區三十（閒堀二丁目五番地）。題簽題「上海繁昌記」。

B 「上海繁昌記」三卷 昭和五年（一九三〇）（Aの影印版）（東文研・早稻田・華東）（封面）「參百部之內■號」「上海繁昌記」、（以下Aに同じ）、刊記なし、「上海繁昌記解說」一葉（「樂山居主人」印「昭和五年九月」<sup>16</sup>）。

C 「上海繁昌記」、「和刻本漢籍隨筆集・第十四集」、長澤規矩也改題（影印、IIと共に收錄）、汲古書院、昭和五十二年（一九七七）。

D 『上海繁昌記』、「近代中國史料叢刊」、沈雲龍編、臺灣・文海出版、一九八八年（Aの影印、刊記なし）。（東文研）

### 第三章、出版をめぐる人々

#### 一、『滬游雜記』

『雜記』の出版については、本書の原著者と補訂者の二人が係わっている。

原著者、葛元煦は仁和（杭州）の人、字は理齋、號は嘯園・學古齋・西冷嘯翁。生歿年未詳、一八六二年（<sup>17</sup>）

一八八三年生存、藏書家で篆隸に優れた<sup>(18)</sup>。咸豐十一年（一八六二）頃に上海にやつて來た。<sup>(19)</sup>『都門紀略』に倣つて『滬游雜記』を執筆した。袁祖志とは友人であり、『重修雜記』序のある光緒十四年頃は醫者になつていた。<sup>(20)</sup>主な編著書に、『嘯園叢書』（清葛元煦輯、光緒九年・一八七六年刊本）、『學古齋金石叢書』（清葛元煦輯、光緒年間刊）がある。また彼の著作の巻末には「葛氏嘯園藏板」とあるのが特徴である。

補訂者、袁祖志は錢塘の人、字は翔甫・祥甫、號は倉山舊主・楊柳樓臺・又齋・春生齋・醉紅軒・隨園・窺園。袁枚の孫にあたる人物であり、上海縣の知縣であつた兄の袁祖惠（號、又村）は小刀會の賊により殺害された。<sup>(21)</sup>我が國の新聞記事や著作にも彼の名前が見られる。光緒九年（一八八三）三月に袁祖志は唐景星に隨行して洋行し、翌十年のはじめにはすでに歸國し、上海四馬路の楊柳樓臺なる茶館に寓居していた（「朝野新聞」明治十七年二月九日付、「支那たより」一月三十一日發<sup>(26)</sup>）。明治十七年（一八八四）五月から翌年四月までの清國に遊んだ岡千仞には、袁祖志は袁枚の孫であり、小倉山房のことを問うたが、既に火災に遭い、隨園三十種も焼けてしまつたということを言われた。後日、岸田吟香と共に王韜と袁祖志を訪ねたが不在だつたことなどを『觀光紀遊』（明治十八年刊）に記しており、上海を訪問した岸田吟香・岡千仞との交流があつたことが分かる。また、「申報」光緒十五年（一八八九）正月二十三日、三月十六日、五月二十一日付に倉山舊主の名が見える。袁祖志は洋行歸りで、光緒年間に主に上海の新聞界で活躍した文人であり、『重修雜記』の刊行された頃は年齢は六十代であつたことが分かる。

## 二、『上海繁昌記』

『雜記』を入手し、藤堂蘇亭が訓點を附け、各方面から序文を得て『繁昌記』の出版するにあたつて、大きな役割を果たしたのは三栗居士すなわち山東直砥<sup>(30)</sup>である。山東は幕末に播州の河野鐵兜に師事し、のち大阪の松本奎堂・松林飯山・岡鹿門が共立した雙松岡塾に智賢坊という名で入門している。慶應年間に箱館に渡り、明治元年（一八六八）、

箱館府内務事務局権判事となり、主に產物の擔當であつたよう<sup>(32)</sup>である。その後、東京で東京北門義塾（北門社明治新塾）を設立し<sup>(33)</sup>、明治二年三月にその北門社から『新塾月誌』を主幹として出版し、初集に序文を掲げ、第二號では貿易關係の話として「海上請合證書の譯并に緒言」「支那各港交易略說」（神代種亮校）を匿名で掲載している。明治四年（一八七一、一説には明治五年三月・同六年）には神奈川縣參事となつている。<sup>(34)</sup>序文の三栗居士に關する記述はこの事實を指している。<sup>(35)</sup>つまり、維新以降彼は物産・外國貿易の専門家として歩んできたことが分かる。明治八（一八七五）年十二月に辭職し芝公園に移り住んでいる。また自由民權運動にも關わり、明治十年（一八七七、一説には明治初年）に陸奥宗光・兒玉仲兒等と猛山學校を設立して<sup>(36)</sup>いる。その後「薔薇樓」という名稱で、主に譯書を稻田佐吉から出版している。『繁昌記』中には「薔薇樓」に關するの記述は一切見られないが、「薔薇樓」出版の『繪本鷺瓈皤兒島記』、『小學讀本農學入門』卷末の廣告欄「薔薇樓藏版目錄」には『繁昌記』が掲載されている。<sup>(38)</sup>

先ず訓點者藤堂蘇亭<sup>(39)</sup>と山東直砥との關係については、蘇亭の後序からは二人の關係は「友人」であるが分かる。森銑三「松本奎堂」<sup>(41)</sup>の記述から藤堂石樵（蘇亭）も山東直砥と同様、河野鐵兜・松本奎堂等と交流があつたことが分かる。また増田涉「上海繁昌記其他」によると、増田が『繁昌記』影印版（書誌B）を購入したときに附屬していた書翰によると、藤堂蘇亭は山東直砥の要請により猛山學校で教員をしている。

次に野口松陽（常共）・巖谷一六との關係について述べる。『繁昌記』序は巖谷一六撰・野口松陽書である。<sup>(43)</sup>『繁昌記』は明治十一年十一月に稻田佐吉より刊行されており、同年九月には『新撰山東玉篇 英語插入』（山東直砥増補本多省三校）が同じく稻田佐吉より刊行されており、その序文に「明治十一年七月上漸松陽學人野口共撰并書」とあり、題字は巖谷一六の手によつている。當時、野口松陽は太政官小書記官であり、巖谷一六は太政官大書記官という上司と部下の關係であつた。また松陽の遺著『毛山探勝錄』（明治十四年、多羅山房）に山東は跋文を寄せている。

山東直砥と野口松陽との關係については森銑三「松本奎堂」に述べられており、松陽の子、寧齋の書いた山東の墓碑銘の一部が抜粋されている<sup>(45)</sup>。つまり、『繁昌記』の序は山東直砥と野口松陽の河野鐵兜の塾以來の交流と、その松陽の職場の關係から寄せられたものである。

『繁昌記』の插繪・題言・序は明治初期を代表する書畫家の手になつていて、何故『繁昌記』に安田老山の畫、日下部鳴鶴の書、巖谷一六の序が寄せられたかという理由は藤堂蘇亭の父、藤堂凌雲にある<sup>(46)</sup>。

この藤堂凌雲は安田・日下部・巖谷と共に明治初期を代表する書畫家である。『明治天皇記』によると凌雲は四度にわたつて書畫を明治天皇の天覽にあずかつていて、初回は明治八年十二月四日に太政大臣三條實美邸にて四名共に、二回目は明治九年四月十九日に參議大久保利通邸にて老山・鳴鶴と共に、四回目は明治十八年七月七日に參議兼宮内卿伯爵伊藤博文邸にて一六・鳴鶴と共に天覽にあずかつていて、凌雲はこの三名とは交流があつた。この凌雲の交友關係を通じて『繁昌記』にはこの三名の書畫が寄せられたと推測できる。特に安田老山は明治元年頃から明治六年にかけて上海で胡公壽の下で南畫を學んでいたので、彼の『繁昌記』の插繪は實際に上海に滯在した人物の手になるということで相應しいものであつたろう。『繁昌記』の插繪、題字、序は山東直砥と藤堂蘇亭の關係と父凌雲の交流から寄せられたものであることが分かる。

## 第四章 『滬游雑記』および『上海繁昌記』の特徴と比較

### 一、『滬游雑記』

著者葛元煦は當時上海に十五年滯在した。その間、上海で見聞を集め『都門紀略』(清、楊靜亭撰)に倣つてこの『雑記』を著した。葛元煦は序で次のように『雑記』の上海案内としての用途を述べている。

俾四方文人學士。遠商巨賈。身歷是邦。手一編而翻閱之。欲有所之者。庶不至迷於所往。即偶然莫辨者。亦不必詢之途人。似亦方便之一端。若謂可作游滬者之指南針也。則吾豈敢。（各地の文人學士や、遠くの商人や大きな額の取引をする商賣人が、この上海を訪ねるときに『滬游雜記』を手に繙けば、行くところがあるものは、行く先で迷うことがないことを希望する。つまり偶然上海に来て辨別する能力がないものも、通行人に問う必要がないのは、また便利さの一つであるようだ。もし上海に遊ぶ者の指南針と見なすと言われば、どうして私がわざわざ作つたりしようか。）

彼の編輯方針は、「滬游雜記弁言」に明らかである。この中で、國旗圖、地圖、洋行、公司輪船、青樓二十六則を取り上げた理由を述べている。<sup>(51)</sup> また卷一卷頭に上海城内（南市）ではなく租界地圖三葉および各國國旗圖を插入したことからも、作者葛元煦の主な關心は租界（北市）にあることが分かる。

卷一二は上海の街の様子を記している。記述の體裁は簡潔で、同じく上海について記述している「縣志」や『瀛壻雜誌』六卷（王韜撰、光緒元年刊）などと異なり事物の由來等の詳細にはわたらない。卷三は滬上竹枝詞を中心に取上げる。卷四是附錄で、各國領事館および領事の一覽・内外航路・電報等各種料金・里程一覽等、他に會館・茶絲業者・兩替商の屋號と所在地の一覽、役者番付といった情報を中心に輯錄している。「繁昌記」よりも寧ろ「細見」といつたに近いものであろう。官製の地誌が歴代科學の及第者や、その土地の事物の來歴を述べるのに對し、『雜記』は市井の世相を描寫した文章や詩を載せ、附錄として各種一覽表を附している。

この『雜記』は序文にあるとおり上海の街を實際に見聞したものであるから、上海の北市を中心とした街の案内記としても非常に有効なものとなつていて、また本書は原型となつた『都門紀略』同様携帶に便利な小本四冊の體裁となつていて、<sup>(52)</sup>

## 二、『上海繁昌記』

掲出の『雜記』四卷を三巻に編輯し直したもので、插繪、題言、序、「上海繁昌記凡例」、後跋が附加された。<sup>(53)</sup>この凡例のなかで蘇亭は次のように述べており編輯意圖が分かる。

一 此書原本凡テ四巻アリ今其三四巻ヲ合一シ更メテ三巻トナス

一 第三巻ハ文詩ヲ錄ス舊ト各體詩賦詞曲ヲ并セ一百餘篇アリ而モ觀ルヘキモノ鮮シ因テ姑ク吾意ニ適スル者ヲ撰ヒ三十六首ヲ存セリ

一 原本第四巻中冗贅厭フヘキノ項ハ今悉ク之ヲ削リ専ラ緊要ナル者ヲ採リ是ヲ三巻ノ附錄トナス

一 卷中題目別ニ此方ノ稱呼アルハ槩ネ之ヲ其下ニ注シ以テ便閱ニ供ス且ツ圈シテ以テ原文ニ別テリ

一 地名人名等ハ之ヲ清客王某ニ質セリ然トモ彼我聲音ノ異ナル必ス訛謬ナキヲ保セス

一字傍聞マ訓義ヲ施シ聊カ童蒙ニ便ス顧フニ杜撰鹵莽覽者幸ニ正セヨ

（原書四巻を三巻に編輯し、百首あつた詩賦詞曲を觀るべきもの鮮しとして三十六首に削り、巻四の中でも餘分なものも悉く削り、肝要なものは採つて三巻の附錄とし、題目に我が國の呼稱のあるものは附し、地名人名等は清人王某に問い合わせだし、字傍に訓義を施した。）

蘇亭は巻三の詩賦詞曲、巻四の様々な一覽表にはあまり關心を持たなかつた。【圖表4】を見てみると彼の取捨選擇したものが分かる。巻三では縣城をうたつた詩賦は比較的多く採られているが、租界・遊郭・劇場等はあまり採られていない。巻四では外國公館や領事名、外國輪船は採られているが、國內輪船、茶・絲業者、會館、宿、兩替商、役者番付といった項目は採られていない。特に巻四を大幅に削除したことにより、地圖を削除したことと並んで案内記としての價値は減少した。

もう一つの特徴としては卷一・二の雑記の題目の左側にはカタカナで傍訓が附されており、下にはその題目に相当する日本語が漢字で附されていることである。また文中の右側にはカタカナで中國語の發音が附されており、左側にはカタカナで傍訓が附されている。特に料理名や外國秤釋（度量衡）の項目や地名・外國人名（外交官）にはフリガナが多く振られており關心の高さが伺える【圖表1～2】。これををほぼ同時期に出版された和刻本『雑記』中の表記と比較すると兩者の違いが明らかになる【圖表1～3】。この違いについては（三）において詳述する。<sup>54</sup>

『繁昌記』は刊記によると「明治十一年五月十三日版權免許」となっているが、内務省圖書局『出版書目月報』第拾一號（明治十一年十一月分）

藤堂良駿訓點 上海繁昌記 小本三冊 東京出版／定價五十錢 發兌 稲田佐吉

とある。また『上海繁昌記』の新聞廣告は同年十二月四日付の同紙に掲載されている。廣告中の文章は読み物として讀まれることを主眼に書かれており、實用はその次となつていて。

### 三、和刻本『雑記』の特徴

特徴として、『繁昌記』よりも封面・版式が原本である『雑記』に近く、國旗圖は省略されたが租界地圖は附加されている。この和刻本『雑記』（『雑記』テキストII）の刊記では「明治十九年九月廿八日版權免許／同十月出版」とあるが、内務省圖書局『出版書目月報』第拾號（明治十一年十月分）に

堀直太郎訓點 滬游雜記 小本一冊 東京出版／全二十三錢 發兌 山中市兵衛／大塚禹吉

とあり、また『滬游雜記』の新聞廣告は明治十一年十月四日付の「朝野新聞」に掲載されている。また、同年十一月七日の同紙には『雑記』卷一の定價と卷二の近刻を豫告した廣告が見えることから考へるに、卷一と卷二は時期を分けた出版されたと推量される。<sup>55</sup>つまり、一番最初に我が國で翻刻された『雑記』は和刻本『雑記』卷一であり、次に

卷二もしくは『繁昌記』三巻が出版されたことになる。しかし、卷三・四は刊行されなかつたようである。序文では一讀之下其風俗勝跡及漢洋通商之狀、若指諸掌、使人恍焉有夢遊之思（この『雜記』を一讀すれば上海の風俗景勝および中國と西洋の通商の状態が手に取るようにわかり、人をうつとりとさせて夢に遊ぶおもいをさせる。）とあり、「読み物」としての意義をうたうと同時に、この本を上海の案内記として用いれば悪人に騙されることがなく役に立つことを次のように強調している。

余他日投錨于滬上、徘徊其市中、則以此書爲指南針、幸免于蹈村婆野郎之迹焉。（私がいつか上海に錨を降ろして上海の街中を徘徊するときはこの『滬游雜記』を指南針とすれば、幸いにも田舎者が悪い連中に騙される轍をまぬがれるだろう。）

文中の特徴としては、【圖表1～3】に示すとおり、題目の右側にカタカナで中國語の發音が附加されており、文中の固有名詞等の右側に附された發音の數量も『繁昌記』より多い。この發音の表記はいかなる資料に基づき、いかなる人物によつて附されたものであるかは不明だが、清客王某に質した『上海繁昌記』の發音の表記と比べると、現代中國語に近い正確なものになつてゐる。また題名の左側にはカタカナで傍訓が振られているが、その數は『繁昌記』と比較すると少ない。

この兩書の差異は同時に編輯方針すなわち用途の差違でもある。つまり『繁昌記』は訓義を多く附すことによつて、訓讀を容易ならしめ読み物として讀まれることを想定している。一方、『雜記』は中國語の發音を多く附すことによつて、實際の上海での使用を想定していることが分かる。そのためか、兩者の傍訓や發音はほとんど重複していない。しかし、兩者とも前半の項目は多くの傍訓・發音が附加されているにもかかわらず、後半になるに隨つてそれらは段々と少なくなつてゐる。また、本書は『上海に關する文獻目錄』『上海地名誌』（沖田一著、上海歴史地理研究會、昭和

十六年)『上海史話』等に掲載されておらず、『繁昌記』と比較すると各図書館に所蔵される数も少ない。

#### 四、『重修滬游雜記』の特徴

光緒十四年(明治二十一年・一八八八年序)從來の木版から排印となつたため、原本である『雜記』(書誌I)よりも題目・文章量ともに増加したにもかかわらず二冊となり、寸法も更に小さくなり携帶に便利になつていて、倉山舊主(袁祖志)の序文には『重修雜記』が刊行されたいきさつが記されている。

是編刊於丙子年、迄今已逾十稔、時移物換、小有滄桑然四方人士來游茲土者、依然索購不已。嘯園主人、近年舍書業而專醫術。雖坊友屢以重修爲請而百忙中竟無此閒暇。因囑餘代爲刪修。亦即畧爲增纂。其中仍不無掛一漏萬之處、尙祈閱者鑒之。『滬游雜記』は光緒二年に刊行したが、今にいたるまで已に十年を過ぎて時は移ろい物も移り變わり様子が變わつたのである。しかし四方の人々でこの地に來る人は依然として買い求めてやまない。嘯園主人(葛元煦)<sup>(59)</sup>は近年執筆活動をやめて醫學を専らにしている。友人はしばしば重修を刊行することを求めてたが、多忙でついにその暇がながつた。だから私が代わつて刪修をすることを委嘱された。たとえ増補を行なおうとしても粗漏がないわけではない。讀者が本書を手本とされることを願う。)

『雜記』と異なる所は、凡例にもあるとおり地圖と國旗圖が省略され、卷三の詩の作者名が袁祖志に變更されているものが見られることである。その他に、卷四の人名・料金・店舗等の一覽表は變更が見られる【圖表4】<sup>(60)</sup>。なお、本書は日本では刊行されていない。

#### まとめ

葛元煦が上海滯在十五年間の見聞を『都門紀略』にならつて著した『雜記』四卷は、日本で神奈川縣參事として海

外貿易事務に携わっていた山東直砥の目にとまつた。そして山東と幕末以來交友のあつた藤堂蘇亭により訓點が施され、訓點者蘇亭の父・藤堂凌雲の關係により、日下部鳴鶴の題言、安田老山の插繪、巖谷一六撰・野口松陽筆の序文を附して『上海繁昌記』と命名され、明治十一年十一月に出版された。その際に、地圖・國旗圖および料金一覽・店舗一覽等は省かれ、訓讀の容易ならしめるために傍訓を多く附しているのが特徴である。その一ヶ月前の同年十月には『シャンハイハンジヤウキ』と新聞廣告に銘打つて和刻本『雜記』が刊行されている。この本は『繁昌記』とは對照的に、日本人が上海案内として使用できるように中國語の發音が多數附加され刊行されたが卷一・二の刊行に止まつた。つまり、『繁昌記』は読み物として刊行され、『雜記』は本來の目的である案内記として、實際の上海での使用を想定して刊行されたといえる。

これらの刊行以前にすでに上海に關する文献は刊行されていたものの、多くは軍用・商用といった官製、専門的なものであり、一般向けに上海の街の様子を描いたものは殆どなかつた。

明治十一年の『繁昌記』刊行後、上海では日本人により版本の輸出入、雜誌・新聞の刊行が行われるようになり、日本からも新聞記者が派遣され、上海の情報が新聞および雑誌記事に掲載されるようになつた。

光緒十四年（明治二十一年）頃には上海で『雜記』の改訂増補版である『重修雜記』が刊行されたが、日本では出版されなかつた。なぜならば、當時すでに日本人自身が上海の情報を集めて、國內または上海で刊行することができることが可能になつていたので、わざわざ清人の著作を翻刻する必要はなくなつていたからである。

つまり『繁昌記』、和刻本『雜記』は日本人が直接、上海の情報を蒐集可能になる以前に我が國で翻刻され國內で讀まれた數少ない上海の情報源という點で重要な役割を果たしたといえる。

## 註

- (1) 對支功勞者傳記編纂會編『對支回顧錄』、昭和十一年。
- (2) 米澤秀夫『上海史話』、敵傍書房、昭和一七年、九三頁。
- (3) 『新刻書目便覽』(明治七年四月)には、「清國上海全圖 品川忠通 五十錢」とあり、清國との貿易、通關、上海港則、租界土地章程等について述べられたものである。『版權書目』第一號(明治九年七月十五日)、内務省、(自明治八年十月至明治九年五月)には明治八年十一月分として、「清國上海通商條例 小本一冊 全譯者 品川忠通」とある。「官權之部」に海軍省『支那水路誌』『支那東岸水路誌』『清國燈臺燈船表』『清國各港水路里程表』、陸軍省『上海地圖』『清典擧要』等が見える。
- (4) 馬洪林「一九三七年以前の上海日本人居留民の社會と文化」(小島勝・馬洪林編著『上海の日本人社會—戰前の文化・宗教・教育—』第二章)、四一頁に、「日本人が中國で創刊した最初の刊行物」とある。
- (5) 劉建輝『魔都上海』、講談社、一〇〇〇年、一七二頁。
- (6) 沖田一『日本と上海』、掲出、一九二頁。
- (7) 既出の文獻の他に、日本上海史研究會ホームページ「文獻目錄」(平成十七年十二月七日現在)  
<http://www.ricoh.co.jp/net-messena/ACADEMIA/SHANGHAI/bibliography.htm> および『上海に關する文獻目錄』(華中鐵道、昭和十九年)によると、我が國の上海に關する文獻は、明治十一年(一八七八)の『繁昌記』以前の文獻は二十五件確認される。明治二十一年・一八八八年まで九件あるが、いずれも刊本である。
- (8) 岸田吟香『吳淞日記』慶應二年(一八六六)、長尾無墨『滬游雜詩』明治十四年(一八八一)、岡千仞『觀光紀遊』明治十八年(一八八五)、岡田篤所『滬吳日記』明治二十三年(一八九〇)等がある。
- (9) 品川忠通はオランダ通事出身、明治二年十一月より十七年七月まで上海に駐在。(『對支回顧錄』、註1に掲出) 編著書に『清國上海全圖』、『清國通商條例』三卷がある。(註3に掲出。)
- (10) 蔡祐良は唐通事出身。明治四年當時、外務省漢語學所の教師。(中田敬義「明治初期の支那語」『中國文學』第八十三號、昭和十七年)。上海領事館明治八年九月二十五日、事務代理。(秦郁彥『日本官僚制總合事典』東大出版會、一〇〇一年)。吳碩は唐通事出身。明治六年二月より上海領事館勤務。七年四月より廈門領事館、九年十一月再び上海領事館。(『對支回顧

錄』、註1に掲出。) 明治十五年九月三日、上海領事館事務代理。(『日本官僚制總合事典』) この他に澤村幸夫『上海風土記』(上海日報社、昭和六年)も「吳碩」と記している。筆者の管見した『雜記』『繁昌記』『重修雜記』からは吳碩の氏名は發見できないが、修訂された版は存在する可能性がある。

- (11) 河上謹一、明治十八年十月より同二十年九月まで上海領事。(〔上海日報〕明治二十三年八月三十日付。)
- (12) 二美久は二口美久のこと。金澤出身、明治四年(當時十五歳)、外務省漢語學所で南方語を習う。明治九年通辯見習として北京官話習得のため北京公使館に派遣。(中田敬義「明治初期の支那語」、註10に掲出)。明治二十三年三月十四日、上海領事館事務代理。(『日本官僚制總合事典』註10に掲出。)
- (13) 明治八年に三菱の上海—横濱間航路に就航した東京丸、廣島丸、名護屋丸、隅田丸、西京丸(舊名ネバダ)、薩摩丸、横濱丸等の名みえるが、中國の漢字音ではなく、日本語の發音が表記されていることが分かる。
- (14) 『重修滬游雜記』卷四、一八頁「租界洋行」。三井洋行の上海進出は明治十年であつたので、光緒二年(明治九年)序刊の『雜記』には、まだ掲載されていないことわかる。
- (15) 唐權『海を越えた艶ごと 日中文化交流秘史』(新曜社、二〇〇五年)によると、明治初年から日本人の洋妾や妓女は存在したが、「東洋茶寮」が上海に出現したのは『雜記』序の翌年、一八七七年から七八年(明治十九・十二)頃であり、明治十五、六年頃に全盛を迎えた。しかし、日本政府は明治十六年(一八八三)に取締に乗出したとある。『重修雜記』が刊行された明治二十一年(一八八八)頃であるから、兩者とも「東洋茶寮」に關しては記述がみえないものであろう。
- (16) 本書の記述、奥付および附隨する「上海繁昌記解説」からは出版者は特定できないが、『上海風土記』『中國文學』(第八十一號)(註10)、『上海史話』(註2)、『上海に關する文獻目錄』(註7)、の記述を綜合すると、昭和五年に長年上海吉田號支配人をしていた佐々木大助なる人物が歸國に際し上海在留紀念に『繁昌記』を三百部影印出版している。封面上部に「參百部之内■」と番號あるのはこの通し番號である。佐々木大助は『老上海會々員名簿』(昭和四年五月調)によると、大阪府出身、五十歳(當時)明治三十四年來支等の記載がある。吉田號は明治二十年に上海に進出した雑貨商である(『上海史話』、註2に掲出)。
- (17) 楊廷福・楊同甫編『清人室名別稱字號索引』、上海古籍出版社、二〇〇一年。
- (18) 鄭偉章『文獻家通考』、(中華書局、一九九九年)。

- (19) 『雜記』葛元煦序に「爰仿都門紀略輯成一書。」「滬游雜記弁言」に「是集係仿都門紀畧而作」とある。
- (20) 『雜記』袁祖志序「吾友同里葛君理齋」とある。また『西俗雜誌』（倉山舊主著、西冷嘯翁〔編〕、光緒十年序）序文に「餘友袁翔甫大令」とある。
- (21) 『重修雜記』倉山舊主序、「嘯園主人近年舍書業而專醫術」。
- (22) 註(18)に掲出。
- (23) 陳伯熙編著『上海軼事大觀』「民國史料筆記叢刊」（上海書店出版社、二〇〇〇年）四五頁、「袁公殉難記」。
- (24) この洋行の見聞をまとめたものが『西俗雜誌』である。註(20)に掲出。
- (25) 老上海〔編〕『老上海三十年見聞錄』（大東書局、民國十七年）三頁「楊柳樓臺」に、楊柳樓臺に當時の文壇、王韜等が出入りしていたことが述べられている。
- (26) 昨年三月唐景星に隨ひ西洋各國を遊覽したる倉山舊主袁翔甫氏ハ此ごろ唐觀察と共に歸朝して上海四馬路の楊柳樓臺と號する茶館に寓居せり此先生ハ隨園三世の孫にて御家柄だけに詩ハよほど上手の由なり
- (27) 翔甫實隨園先生孫。問小倉山房。曰已火。問隨園三十種。曰大半已亡。隨園一大泰斗。名籍海外。而未三世。子孫飄零。遺著散逸。此爲可嘆。
- 九月一日（十二日）與吟香訪王紫詮袁翔甫。皆不在抵郭外一舍。
- (28) 『海を越えた艶』と 日中文化交流秘史』（註12に掲出）、三二三頁に引用として、「袁祖志らは、岸田吟香ら日本人と詩社を組織し、詩文の唱和を盛んに行っていた。」との言及がある。
- (29) 註(23)に掲出。五四頁「袁翔甫之趣事」
- (30) 『繁昌記』（巖谷一六）序「居士嘗參判神奈川縣。海外貿易事務。蓋其所熟悉云。」。
- 山東直砥、天保十一年（一八三九）生、紀伊の人。名は一郎、後に直砥。號は三栗。和歌山藩士、栗栖儀平の長男。明治三十七年（一九〇四）二月十四日歿。（大植四郎編『明治過去帳』東京美術、昭和四十六年）。
- (31) 『森銑三著作集』第六卷「松本奎堂」（中央公論社、昭和四十六年）、三九六頁。
- (32) 註(30)に掲出。井上和雄「山東一郎の面影」（『新舊時代』第一年第十一册、明治文化研究會、大正十四年）。
- (33) 『森銑三著作集』第六卷「松本奎堂」（註31に掲出）、三七二頁。

(34) 『森銑三著作集』第六卷「松本奎堂」（註31に掲出）、四七七頁では、明治四年から八年までとなつてゐるが、最相葉月『青いバラ』（小學館、二〇〇一年）では明治五年三月から明治八年、横濱歴史年表編纂會編『横濱歴史年表』（昭和二十六年）では明治六年六月七日から明治九年一月までとなつており一定しない。

(35) 『上海繁昌記』序、註(30)に掲出。

(36) 『青いバラ』、註(34)に掲出。

(37) 『和歌山縣史』第一章「明治初期の和歌山縣」、第四節「粉河騒動と自由民權運動」二二九頁。

(38) 清葛元煦理齋著 日下部公題字 嶽谷公序文 老山翁額畫 日本藤堂良駿訓點／上海繁昌記 全三冊 定價金五拾錢／此書ハ上海繁昌の景況ヲ詳記スル者ニシテ加フルニ詩アリ文アリ以テ臥遊ニ供ス可キノ珍書ナリ且ツ彼ノ土ヲ履マント欲スルモノハ之ヲ以テ獨案内ニ充ルモ亦可ナリ

この廣告は『繪本鷺瓈譜兒回島記』『小學讀本農學入門』の卷末の「薔薇樓藏版目錄」に見える。〔目錄〕は「清葛元煦理齋著 日本藤堂良駿訓點 安田老山畫」。

(39) 藤堂蘇亭は南畫家、名は良駿、通稱は喜四郎、字は千里・子龍・石樵、號は曉雲。津藩の畫家藤堂凌雲の男、明治十三年（一八八〇）歿。享年三十九歳。同人の傳記については以下を參照した。（荒木矩篇『大日本書畫名家大鑑』第一書房、昭和五十年。勉誠社『近世人名錄集成』第二卷『江戸現在廣益諸家人名錄 文久元年版』。『上海繁昌記』奥付。我妻榮吉『三重縣の畫人傳』『三重縣郷土資料叢書五十二』昭和五十八年・大正四年版の複製）。

(40) 『繁昌記』後跋、「友人三栗居士、近獲清人葛理齋所著滙游雜記。將播于世更題籤曰上海繁昌記。易從解也」。

(41) 『森銑三著作集』第六卷、「松本奎堂」三六九頁。

(42) 「中國文學」第八十二號、（昭和十七年二月）に、

〔此上海繁昌記は一六、蘇亭兩先生の序、跋の如く三栗大人が明治十一年出版せられたものである。友人佐々木大助氏が昨年上海三十年生活を引上げる記念として復刻し同地知人等に頒與せられたものを餘も一本の惠贈を忝したものである。（中略）御承知ならんが蘇亭、藤堂良駿先生は大人の囁により一時猛山學校に教鞭を執られ餘も親しく其教を受けたものです。〕

最後に昭和六年十二月と記入されてゐて、下端に「默」といふやうに讀める花押に似た署名がある。この本を持つてゐた吉本屋は「前田默鳳書翰人」と題した用紙をつけてわざわざこの手紙を誇示してゐた。（以下略）

とあるが、前田默鳳は大正七（一九一九）年に已に死去しているので、これを前田默鳳の書翰と言うのは誤りである。しかし、「佐々木大助」に關する記述に關しては正確であり「三栗大人（山東直砥）」は「猛山學校」と關係のある人物なので、蘇亭と三栗の記述についても信憑性はある。

- (43) 『上海繁昌記』、書誌 A  
 (44) 註（30）に掲出。  
 (45) 『森銑三著作集』第六卷、「松本奎堂」四七六頁。  
 (46) 『明治過去帳』の山東直砥の項目と、野口寧齋の山東直砥墓碑文の文章は同一のものである。  
 (47) 藤堂凌雲は南畫家、名は良驥、字は千里、號は凌雲。文化五年、伊勢津生。畫家藤堂梅花の子。山本梅逸に學び花鳥能くする。明治十九年（一八八六）十一月二十日歿、七十八歳。〔『大日本書畫名家大鑑』既出。『三重縣の畫人傳』既出。『讀賣新聞』明治十九年十二月二日付。〕  
 (48) 宮内廳編『明治天皇紀』、吉川弘文館、昭和四十三年。  
 (49) 『雜記』卷二「書畫家」に名前がみえる。また卷四「書畫名家」に「華亭胡 遠字公壽 山水花卉」とある。彼は光緒十二年（一八八六）に歿しているので、十四年序刊『重修雜記』では名前は削除されている。  
 (50) 安田老山の上海の渡航時期は『對支回顧錄』（註1に掲出）によると元治元年となつていて、沖田一は『日本と上海』の中で、「安田老山書翰」を根據として慶應三、四年としている。また陳捷氏は『明治前期日中學術交流の研究』で、老山の名が岸田吟香の『吳淞日記』（慶應三年・一八六六）に登場しないことと、岡田篁所『滬吳日記』（明治五年・一八七一、刊行は明治二十三年・一八九〇）の記述をもとに明治元年としている。おそらく明治維新直前（改元前）に渡航したものと思われる。  
 (51) 一 是集係 『都門紀略』而作。首戴風俗人物。專取近年目前事蹟。隨記隨錄。並不分門別類。另列英法美三國租界地圖。及各國通商船旅式樣。其城南勝跡。間及一二。以備游滬官商便覽。  
 一 滬上竹枝詞。有散見『申報』者。有彙刻成書者。不一而足。其餘古今各體。詩詞歌賦。亦復美不勝收。是集吟咏。惟選未刊之申江雜詠六十首。間擇各體詩賦詞曲。以供賞玩。  
 一 四卷附載絲茶錢匯等業。行棧字號住址。以便遠方人來。入市交易。易於查閱。原知常有遷移增減。未足久憑擬。於丁丑春

起。隨時增修倘有舛錯處。仍望各商號知照更改。尤爲幸甚。

一 各洋行。外國往來輪船甚夥。其客不載客者。一概不列。惟英法兩國。公司輪船。可以搭客。往來香港。故將船名。略載

一二。俾可查考。

一 涵地洋行。有二百餘家。未能全載。僅擇著名者數十家。附入四卷。

一 上海自通商後。北市繁華。日盛一日。與南市不同。官商往來。咸喜寄跡於此。故卷內所載。惟租界獨備。非敢略彼而詳此也。

一 北市烟花遍地。溼靡成風。不載則嫌其缺略。詳載又恐傷風化。然桑間濮上。孔子不刪未始非示人以勸懲也。茲集掲出青樓俗例。二十六則。祈閱者勿以辭害意焉可耳。

一 是集原備採風問俗。起見逐條。所記皆實情實事。毫無虛飾。惟一人耳目難周耳。誠恐掛一漏萬。閱者諒之。

(52) 『增補抱芳閣書目』(光緒壬午冬、光緒八年) には値段が「洋四角」とある。

(53) 『上海繁昌記』書誌 A 參照。

(54) 註(3)に掲出の『清國上海全圖』には、「テンチンロ」(天津路)、『繁昌記』チエンチン)、キウキヤンロー(九江路、『繁昌記』キウキヤン)、ヤンキンバン(洋涇浜、『繁昌記』ヤンキンバウまたはヤンキンボウ)、フーケンロー(福建路、『繁昌記』ボキン)などと標記されている。また「チイベツトロー(西藏路)、デフェンスキリキ(クリークのこと、會防河)」等とあることから、原圖の歐文地圖の標記に基づいていることがわかる。

(55) 註(39)に掲出。

(56) 清 武林 葛元煦著／日本堀 直太郎訓點／シャンハイハンジヤウキ 涵游雜記 全四卷／該書ハ支那上海の風土記にして先づ初めに各國居留地

の圖を掲げ次に各國公使館郵便汽船電信の賃錢より旅店酒樓公園名勝古蹟を掲げ其他工作場劇場妓院の景況に至るまで遺す所らあるなし而して之に訓點を加へ又唐音を施したれハ該地に初めて遊ぶもの之を提ふるときハ其獨案内たると殆んど舊遊の地の如くならしめハ又祇に之を一讀するも猶躬其地に遊ぶの思ひを爲さしむ江湖の諸君試みに一讀せハ直ちに其妙を知るべし

とあり、『雜記』の上海案内としての實用性を謳つてゐる。廣告中の『涵游雜記』の右側に「シャンハイハンジヤウキ」とルビを振つてあるには、この翌月に出版される『上海繁昌記』を意識したことであろうか。この當時の新聞廣告を見てい

くと、『滬游雜記』の廣告に前後する形で、十月四日の郵便報知新聞には山中市兵衛から「佛國巴里斯新繁昌記 初編」、十  
月十六日には「歐洲奇事花柳春話 初編」の廣告がそれぞれ掲載されており、『新橋雜記』『龍動繁昌記』等の廣告も確認さ  
れ、「繁昌記もの」が流行していたことが分かる。

- (57) 清 武林 葛元煦著／日本堀 直太郎訓點／滬游雜記シャンハイハンジヤウキ 卷一 定價廿三錢／卷二 近刻
- (58) 「上海繁昌記凡例」（第五）、「一 地名人名等ハ之ヲ清客王某ニ質セリ然トモ彼我聲音ノ異ナル必訛謬ナキヲ保セス。」。
- (59) 「重修滬游雜記弁言」（第九）、「一 初刊時卷首有英法美三國租界地圖、及各國通商船旅式樣。現因數見不鮮刪除不載。」。
- (60) 第一章を参照。

【圖表1～4】附錄として別記。

## 213 『滬游雜記』と『上海繁昌記』について

【圖表 1】

題目名および語彙	『繁昌記』卷二傍訓（括弧内は發音）	和刻本『雜記』卷二發音（括弧内は傍訓）
○外國秤尺		ワイワヲピンチ
磅	(ポンド)	ポント
因制	(インチ)	インチ
幅地	(フート)	フデー
碼	(ヤード)	マ
吉羅葛稜麼	(キログラム)	キラカリンモ
葛稜麼	(グラム)	カリンモ
適當	(メートル)	井ユタン
桑的適當	(サンチメートル)	ザンテ井ユタン
密理適當	(ミリメートル)	ミリ井ユタン
砧噸噸	(ポンド)	ブント
肇噸	(ラスト)	ロト
咭噸噸	(クイントル)	クイント
咭噸	(ストーン)	ザト
咭嘶	(フス)	フス
咭理	(ヅル)	ザリ
因制	(インチ)	インチ

【圖表 2】

題目名および語彙	『繁昌記』卷二傍訓（括弧内は發音）	和刻本『雜記』卷二發音（括弧内は傍訓）
○酒館 附各館著名食品		チウクワン 附ス各館著名ノ食品
○慶興樓		キンヒンロー
燒鴨	ヤキトリ	シヤヲヤ (ヤキトリ)
紅燒魚翅	サメノヒレノヤ キモノ	ホンシヤヲユヰチ (ニサカナ)
紅燒雜拌	ヨセナベ	ホンシヤヲサパン
榛海參	キンコ	パハイザン
蝦子豆腐	エビドウフ	ヒヤツトウフ (エビ ドーフ)
溜黃菜	ヒタシモノ	リウホワンザイ
湯泡肚	ブタノスヒモノ	タンパト (ソップ ハラワタ)
各式蚌々	パンシナシナ	クヲポ・
溜魚片	サシミ	リウユヰキン
米粉肉		シーフンロ
○新々樓		シンシン
清湯魚翅	サメノヒレノス ヒモノ	チンタンユヰチ (ス マシ)

南腿	ラカン	ナントイ (カントン ノブタノスネ)
煮麪筋	スイトン	チウメンキン (ニウメン)
春蔬	ナ	チユンソー
蒸蛋糕	ムシヤキタマゴ	チインタンカヲ (カ ステーラ)
紹興酒	メイシユ	シヤヲヒンチウ
燒鴨羹	ヤキカモジル	シヤヲヤカン (トリ ノスイモノ)
小燒鴨	アヒルノコグシ ヤキ	シヨウシヤヲヤ (コ カモノヤキトリ)
○復新園		フシンユエン
清湯魚翅		チンタンユヰチ
清蒸鮮魚	ウヲノムシヤキ	チンチインスエンユヰ
炒鵝鬆	ハトノソボロヤキ	チヤヲホソン
徽州肉圓	タタキノウマニ	ホイチウロユエン (タ・キ)
雙搗冷葷	ヨセモノ	シヲフンレンホイン
果羹		クヲカン
肚片湯	トリノスヒモノ	カンピインタン (キ モノソップ)
○泰和館		タイホクワン
燒鴨		シヤヲヤ
湯泡肚		タンパト
鱈魚捲		ユーユヰキエン
清湯廣肚		チンタンクワント
炸八塊	テンプラ	サパクワイ
蚌々	パン	ポ・
排骨		パイク
炒鮆絲		チヤヲユーキス
○鴻運樓		ホンイキンロー
黃魚羹		ホワンユヰカン
蚶羹	マテジル	カンカン
炒鱔背	ウナギノカバヤキ	チヤヲシヤンペイ
生炒甲魚	シヲヤキツッポン	センチヤヲキヤユヰ (カメ)
燒鴨		シヤヲヤ
炸紫蓋	ニクノテンプラ	チヤツウカイ
○益慶樓		イキンロー
黃魚羹		ホワンユヰカン
蛤蜊羹	ハマグリジル	ホリカン
炒鱔背		チヤヲシヤンペイ
蝦腦豆腐	エビドウフ	ヒヤナヲトウフ (エ ヒトーフ)
小火方	サメノメラカン	ショウヲフアン
紅燒甲魚	スッポンノウマニ	ホンシヤホキヤユヰ

【圖表3】

○青樓二十六則		チンロールシロザ	
題目名お よび訓・ 發音を附 せる語彙	『繁昌記』卷二 傍訓（括弧内は 發音）	和刻本『雜記』卷二發音 (カッコ内は傍訓)	
		長三	チヤンサン
住夜	トマリ		
		叫乾濕	キヤヲカン
		二三	ルサン
		本家	ボンキヤ
		父兄	フーヒヨン
酷虐	カシヤク		
女唄	ケイコ		
花鼓戯	フタツイチ		
		相帮	シャンパン
		娘姨大	ニヤンイト
		姐	ヅイ
		加茶碗	キヤチヤワン
訂交	ナジミ		
		叫局出局	キヤヲキユチヨキ ユ
		燒路頭	シャヲロクヲ
五路財神	ダイコクテン		
		上先生	シャンシンセ
下腳	シウギ	下腳	ヒヤキヨ
		帶	タ
		當	タン
		開果盤	カイクヲパン
		臺面	タイミイン
		叫乾濕	キヤヲカンシ
		小貨	ショフホ
漂帳	カケ	漂帳	ヒヤヲチヤン
局錢	ギヨク		
		書場	シユーチヤン
唱書	ウタ		
開篇	ザツキ	開篇	カイピイン
		虞調馬調	ユキテアヲマテア ヲ
入勝	オモシロクナル		
說白	スバナシ		
		堂唱	タンチヤン
		花烟間	ホアエンヒイン
女堂倌	ヤリテ	女堂倌	ニウタンクワン
鹹水妹	ラシヤメン	鹹水妹	ヒインシユイマイ
老舉	サウカ	老舉	ラヲキユ

【圖表4】

『雜記』卷四（括弧内は 『重修』卷四增補分及題目）	『繁昌記』卷三
和約各國（通商和約各國）	和約各國
駐滬各國領事官銜名	駐滬各國領事 官銜名
書畫名家	書畫名家
申江潮汐	
中外商貨完稅章程	中外商貨完稅 章程
輪船沿海路程	輪船沿海路程
輪船長江路程	輪船長江路程
輪船馬頭 附開輪日期	輪船馬頭 附 開輪日期
沿海輪船搭客價目	
長江輪船搭客價目	
電報輪車價目（電報價目）	
各洋行輪船（招商局輪船）	各洋行輪船
招商局輪船（各洋行輪船）	招商局輪船
英公司輪船	英公司輪船
法公司輪船	法公司輪船
會館	
公所	
租界洋行	
絲棧	
絲號	
茶棧	
山西匯業	
南市匯劃錢莊	
北市匯劃錢莊	
(杭綢莊)	
(南北市洋藥行棧)	
洋貨 係洋布 羽	
客棧	
丹桂茶園春臺班腳色（天 仙詠霓留春新丹桂九香五 茶園著名腳色）	
金桂軒富春班腳色（各書 場著名女唱書）	

卷四（『繁昌記』は卷三）附錄一覽比較表